

海外から日本へ帰国する予定の方へ

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、日本に入国する際に特別なルールが設けられています。現在、実施されている日本国の入国制限等の措置は下記のとおりです。

- 過去 14 日以内に入管法に基づく『**入国制限対象地域**』に滞在歴のある人を対象に PCR 検査が実施され、検査結果が出るまで、**自宅等、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機すること。**(現在、検査結果の判明まで 1 日~2 日程度待機する状況が続いています。)
[【厚生労働省】帰国された皆様へ](#)
- **全ての国・地域から入国する人**を対象に
入国後、**検疫所長の指定する場所（自宅など）で入国の次の日から起算して 14 日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないこと、**
入国の際に**検疫所で滞在先と移動手段を登録すること。**

このため、**出発前に 14 日間の待機場所と空港からの移動手段を確保**が必要です。

空港から自宅に移動できない人は、ホテルを予約し、空港へ家族に迎えにきてもらうか、レンタカー又は**厚生労働省の基準を満たすハイヤー**を予約してください。

なお、JASSO 海外留学奨学金・トビタテ奨学金の受給者は、JASSO 災害支援金（10万円）に申請して待機中の宿泊費や移動費のサポートを受けることができます。

[【JASSO】新型コロナウイルスに係る「JASSO 災害支援金」申請要項](#)

国の対策は変更されることもあるため、現地出発前に厚生労働省のホームページで詳細情報を必ずご確認ください。

[【厚生労働省】水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）](#)

[【厚生労働省】水際対策の抜本的強化に関する Q&A](#)

14 日間の待機（健康観察）期間中は、登校することはできません。帰国後、大学からお願いしたいことは次の通りです。

① 帰国報告

家族や大学（指導教員や研究室、所属学部の事務）に報告してください。万一、**空港の検査で陽性となった場合は、大学にオンラインで感染報告**してください。保健管理センターから連絡する場合がありますのであらかじめご承知おきください。

帰国後すぐ芸大へ復学することが決まっている場合は、指導教員に授業の参加の仕方についても相談してください。

② 検疫所からの指示の順守

③ 健康観察

- 毎日の検温結果を含む健康状態を「**健康管理票**」又は**スマホの健康観察アプリ**などに記録してください。健康管理票等への記録は 14 日間の待機後も続けていただきます。
- 14 日間、特段の異常が見られず、**復学して登校する場合は、指導教員に許可を求めてください。**許可を受けて登校する場合は、健康管理票等を忘れずに持参してください。
- 待機中に息苦しさ、強いだるさ、発熱などの症状が出た場合は、**帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、大学にオンラインで症状報告**をしてください。保健管理センターから連絡する場合があります。
- その他の症状で心配な時は、**保健管理センターからのアドバイス**を確認してください。

当面の間、大学のキャンパスへの入構は原則として禁止されています。

大学での新型コロナウイルス感染症への対応の最新情報を大学の[ホームページ](#)で確認してください。